

基盤地図情報整備

都市再生街区基本調査では、都市部の地籍調査の推進に必要な基礎的データを整備するため、公図や道路台帳などの資料収集を行うとともに街区基準点測量及び街区点測量を実施しており、その測量成果はデータベース化されている。

この都市再生街区基本調査で得られた成果等を活用し、共通基盤となる白地図(基盤地図情報)を整備する。

街区基準点

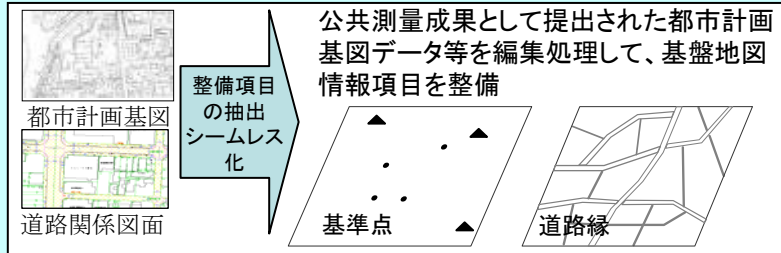
都市再生街区基本調査で得られた成果を活用

高い位置精度を持つ街区基準点や街区点を用いることにより、複数の地図データの整合を高精度に取ることが可能

基盤地図情報

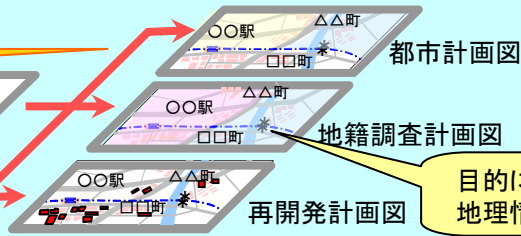
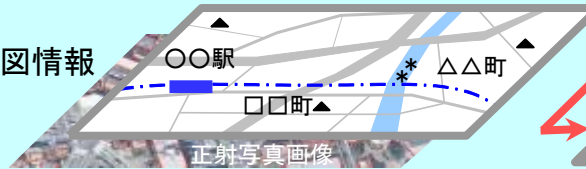
○測定の基準点

- 海岸線
 - 公共施設の境界線
 - 行政区画の境界線及び代表点
 - 道路縁
- 等、国土交通省令で定めるものの位置情報



地図間の整合性が向上

基盤地図情報



背景

- 平成19年5月30日「地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）」公布（8月29日施行）
- 平成20年4月4日「成長力強化への早期実施策」において「地理空間情報の高度な活用による地域の活性化の早期実施」と記載
- 平成20年4月15日「地理空間情報活用推進基本計画」閣議決定
- 平成21年4月10日「経済危機対策」において「地理空間情報の整備・活用推進（G空間行動プランの推進）」と記載
- 平成21年4月17日「未来開拓戦略（Jリカバリー・プラン）」関連施策において、「G空間行動プランの推進（基本測量に関する長期計画プロジェクトの推進等）」が記載

※ その他「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においても地理空間情報に基づいた災害・安全保障情報の迅速な提供の推進について明記。

共通基盤となる白地図(基盤地図情報)の整備・提供を推進

基盤地図情報を活用し法定図書(地図)を効率よく整備



法定図書を活用し
基盤地図情報を
効率よく更新

オルソ画像を基盤地図情報等の整備・更新や情報補完に活用



効果

- ◎より高鮮度・高精度な大縮尺地図の整備
- ◎都市計画区域におけるシームレスな大縮尺地図の提供
- ◎地図情報の共有や重複整備の回避などの行政の効率化
- ◎都市再生に資するべく実施される各種施策等への活用
- ◎正射画像の提供により基盤地図と利用目的に応じた地理情報の整備を促進